

第47回サステナビリティ基準委員（SSBJ） での審議の概要

2025年1月23日開催

2025年1月27日

第47回の審議では、2024年11月に公表された公開草案（「指標の報告のための算定期間に関する再提案」）に寄せられたコメントへの対応についての審議と、これまでの審議の結果を踏まえた適用基準案、一般基準案、気候基準案等の文案の修正に関する審議、公表にあたっての文案等の審議が行われました。

【第47回SSBJで審議された事項】

1. 審議事項

- (1) 指標の報告のための算定期間に関する取扱い（審議事項A1-2）
- (2) 2024年11月公開草案コメント対応表（審議事項A1-3）（※1）
- (3) 「適用基準」の文案（審議事項A1-4）（※1）
- (4) 「一般基準」の文案（審議事項A1-5）（※1）
- (5) 「気候基準」の文案（審議事項A2-1）（※1）
- (6) 「公表にあたって」の文案（審議事項A1-6）（※1）

（※1） 審議事項A1-3、A1-4、A1-5、A1-6、A2-1については、資料は非公開

SSBJでは、2024年3月29日に公表したサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）の公開草案（以下あわせて「2024年3月公開草案」という）（※2）に寄せられたコメント（コメント期限2024年7月31日）及び2024年11月に公表された公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案（以下「2024年11月公開草案」という）に寄せられたコメント（コメント期限2025年1月10日）への対応について、2025年3月末までに確定基準を公表することを目標に再審議を行っています。上記1の事項は、これまでの審議の結果を踏まえて、SSBJ事務局が提案を行ったものです。

（※2） 2024年3月公開草案

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般基準（案）」（以下「一般基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という）

(1) 指標の報告のための算定期間に関する取扱い（審議事項A1-2）

【事務局提案】

2024年11月公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、指標の報告のための算定期間に関する取扱いとして、以下が提案されました。提案にあたっては、適用基準及び気候基準の文案（※3）が事務局より示されるとともに、コメントへの対応が事務局より説明されました。

- ① 適用基準案第70項を修正、第71項を削除する。(2024年11月公開草案から変更なし)
- ② 11月公開草案で提案した適用基準案の結論の背景に追加する項目につき、一部修正する。(2024年11月公開草案から変更あり)
- ③ 気候基準案第53項及び第54項を削除する。(2024年11月公開草案から変更なし)
- ④ 11月公開草案で提案した気候基準案の結論の背景に追加する項目につき、一部修正する。(2024年11月公開草案から変更あり)
- ⑤ 事務局が公表する解説記事において、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と、指標の目標のための算定期間（温室効果ガス排出量の算定期間を含む）との間に差異が生じる場合の対応について、優先順位を踏まえ、解説記事等により情報を提供することを検討する。(2024年11月公開草案に含まれていない提案)

(※3) ①から④の文案はいずれも審議事項1-2の資料では非公表

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。
また、2024年3月公開草案及び2024年11月公開草案に対し、我が国における制度設計（保証を含む）及び他の省庁との連携について、属性を問わず多くのコメントが寄せられていることについて、事務局より「当委員会において対応できるものではないため、金融庁等、関連する当局に伝えることが考えられる」との見解が示されました。

(2) 2024年11月公開草案コメント対応表（審議事項A1-3）

【事務局提案】

2024年11月公開草案に寄せられたコメントについて、事務局の対応（案）が示されました。

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。

(3) 「適用基準」の文案（審議事項A1-4）

【事務局提案】

これまでの再審議の内容を踏まえた適用基準の文案（2024年12月26日開催の第46回SSBJ委員会で審議された文案からの変更点に変更履歴を付したもの）が、事務局より示されるとともに、主な変更箇所について事務局より説明されました。

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。

(4) 「一般基準」の文案（審議事項A1-5）

【事務局提案】

これまでの再審議の内容を踏まえた一般基準の文案（2024年12月26日開催の第46回SSBJ委員会で審議された文案からの変更点に変更履歴を付したもの）が、事務局より示されるとともに、主な変更箇所について事務局より説明されました。

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。

(5) 「気候基準」の文案（審議事項A2-1）

【事務局提案】

これまでの再審議の内容を踏まえた気候基準の文案（2024年12月26日開催の第46回SSBJ委員会で審議された文案からの変更点に変更履歴を付したもの）が、事務局より示されるとともに、主な変更箇所について事務局より説明されました。

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。

(6) 「公表にあたって」の文案（審議事項A1-6）

【事務局提案】

サステナビリティ開示基準公表のための「公表にあたって」の文案が、事務局より示されました。

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。

参 考： [第47回サステナビリティ基準委員会の概要 | サステナビリティ基準委員会](#)

関連記事： [第46回 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第45回 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第44回 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[サステナビリティ開示・保証の最新規制動向](#)

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都府県に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課すまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュートマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>